

# 情報共有ファイルサーバ更新に伴う賃貸借 仕様書

賃貸借名 情報共有ファイルサーバ更新に伴う賃貸借  
賃貸借内容 情報共有ファイルサーバの更新  
概要 情報共有ファイルサーバ（別紙1「物件明細」のとおり）の賃貸借  
設置場所 門真市中町1番1号ほか

## 1 賃貸借期間

令和7（2025）年2月1日から令和12（2030）年1月31日までの60か月間とする。

※本件は、門真市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年門真市条例第3号）に基づく長期継続契約であるため、次年度以降において長期継続契約に係る予算の減額又は削減があった場合は、当該契約を解除することができるものとする。

## 2 支払方法

毎月払とする。

検査完了後、当月分を翌月の初めに請求し、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## 3 契約保証金

徴収する。（契約金額総額の100分の5以上）

ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは免除とする。

## 4 対象物件及び対象金額について

入札の対象は、以下の対象物件のファイナンスリースとし、対象物件の保守も含むものとする。

入札の対象は、以下のものの総額（円：税抜）とする。

なお、賃貸借契約のうち、賃貸借の対象は、以下の①とし、②は保守料の代理回収とする。

### ① 対象物件の賃貸借について

単位：円

項	品目	対象金額（税抜）
1	SI費・ハードウェア費・ソフトウェア費等（月額）	249,210
	合計（60月分）	14,952,600

※上記の金額は、本市の想定するリース金利を含んだ価格である。

※対象物件の売主の見積価格は、13,471,200円（税抜）である。

②対象物件のハードウェア保守費用等の代理回収について

項	品目	対象金額 (税抜)
1	保守料 (保守運用費) (月額)	140,200
合計 (60 月分)		8,412,000

※保守料は、代理回収のため、リース金利を含めていない。

5 対象物件の仕入れ先について

【別紙1】物件明細に示す全ての機器等については、以下の売主から調達するものとする。

〔売主〕 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社  
住所 大阪府大阪市中央区今橋2丁目5番8号  
Tel 06-6205-0653 Fax 06-6208-6655  
E-mail kazuhiko.toda.rw@fujifilm.com  
担当 戸田 一大

※本仕様書の技術的内容に対する問合せについては、上記の売主に照会するものとする。

6 納品期限

令和7年1月31日

売主及び落札者の責に帰することができない事由により納品期限内に物件の納入を終えることができない場合には、本市、落札者、売主の三者で協議の上、次の事項について契約内容を変更するものとする。

- ・ 賃貸借期間
- ・ 納品期限

7 物件の納入・設置・設定

物件は、落札者の負担により、本市が指示した納品場所に、指定した数量を搬入すること。なお、設置及び設定は、売主が行うため、落札者より搬入された後、本市が検品し、直ちに売主に引き渡すものとする。なお、売主は【別紙2】調達仕様書(情報共有ファイルサーバ更新)の仕様に従い、物件の設置・設定を行い、納品期限までに本稼働が可能な状態にすること。

8 入札書の記入

入札書には期間中の賃貸借料及び保守料(代理回収分)の総額相当金額(税抜)を入札金額として記入すること。

9 積算内訳書の記入

積算内訳書には、賃貸借料の月額(税抜)、賃貸借料の合計金額(税抜)、賃貸借料と保守料の総合計金額(税抜)を記入すること。

10 契約の方法

**落札者は本市と売主を含めた3者契約を締結すること。**

※契約件名は、「情報共有ファイルサーバ更新に伴う賃貸借」とする。

11 動産保険の付保

対象物件のうちハードウェアは動産総合保険に加入すること。

12 消費税及び地方消費税について

消費税及び地方消費税について、契約の成立日の税率を適用するものとする。

ただし、保守料について、消費税等の税率に変更が生じた場合には、その変更額を補正するものとする。なお、賃貸借料については、消費税等の税率に変更が生じた場合においても、本契約の成立日の税率を適用するものとする。

13 期間満了後について

期間満了後は、本市は物件を落札者に返還し、または再度落札者と契約を締結するものとする。物件を返還するときは、本市からの指示に従い期間満了後に撤去すること。撤去に係る運搬・廃棄費用は落札者の負担とすること。

14 データの消去

物件の返還を行う際、落札者は物件に記録されているデータの消去を行うものとする。データの消去については、以下のいずれかの方法を用いて実施し、データ消去を行った証として証明書を発行すること。なお、データの消去に要する一切の費用及び証明書発行についての費用は、落札者が負担するものとする。

- (1) 物理的な方法による破壊
- (2) 磁気的な方法による破壊
- (3) データ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去（OS等からのアクセスが不可能な領域も含む。）

15 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、またはこの権利を担保に供することはできない。

16 契約不適合責任

- (1) 本市は、落札者から引渡しを受けた物件に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものがあるとき（以下「契約不適合」という。）、本市は速やかに落札者に通知することとし、通知を受けた落札者は、売主に対する権利（請求権）を本市に譲渡するものとする。
- (2) 本市は、(1)において落札者から取得した権利をもって、売主に対し、契約不適合を理由として、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し等による履行の追完

の請求をすることができる。

- (3) 売主に対し、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、本市は、契約不適合の程度に応じて損害賠償の請求をすることができる。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに損害賠償の請求をすることができる。

- ① 履行の追完が不能であるとき。
  - ② 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - ③ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - ④ ①から③に掲げる場合のほか、本市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- (4) 落札者が種類、品質に関して契約の内容に適合しない本件目的物を本市に引き渡した場合において、本市が契約不適合を知った日から1年以内にその旨を落札者に通知しないときは、本市は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、落札者が引き渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

#### 17 公租公課

公租公課については落札者の負担とする。

#### 18 その他

- (1) 契約金額には、賃貸借料及び保守料の代理回収を含めるものとする。
- (2) 売主への支払条件については、本市への納品後速やかに落札者から売主に対して一括支払を想定しているが、詳細な条件については、別途売主と調整を行うこと。
- (3) リース物件であることを示す物件シールを物件に貼付すること。物件シールに記載する内容は以下の①～③とする。
  - ① 契約件名
  - ② リース期限
  - ③ 物件明細の型番
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、逐次、本市、落札者、売主の3者で協議の上、取り決めるものとする。
- (5) 契約の履行上疑義が生じた場合、落札者は、本市、売主と協議の上、本市の指示に従うこと。

以上